

# 医療法人健和会 かわもとこどもクリニック

## 院内感染対策指針

### 第1条 院内感染対策の目的

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要であることから、院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

### 第2条 体制

#### (1) 院内感染部門の設置及び、院内感染管理者の配置

院長が院内感染部門を設置し、院内感染管理者を配置した上で、感染防止に係る日常業務を行う。

#### (2) 位置づけ



#### (3) 感染防止対策部門の活動内容

- ・ 院内の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ・ 感染予防に関する決定事項や具体的対策を職員に周知する。
- ・ 院内における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
- ・ 患者・職員の健康状態を把握する。
- ・ 感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策、及び拡大防止の指揮を執る。
- ・ その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する。

### 第3条 院内感染管理者の業務内容

- ① 定期的な院内巡回及び指導
- ② 職員への研修
- ③ 院内感染が発生時の対応
- ④ 院内感染対策指針及びマニュアルの整備
- ⑤ 連携病院が主催する院内感染対策に関するカンファレンスへの参加
- ⑥ 連携病院が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に参加

### 第4条 標準予防策及び感染経路別予防策

感染防止の基本として、手袋・マスク・ガウン等の个人防护具を、感染性物質に接する可能性に応じて適切に配備し、医療従事者にその使用法を正しく周知した上で、標準予防策（全ての患者に対して感染予防策のために行う予防策のことを指し、手洗い、手袋・マスクの直用等が含まれる）を実施するとともに、必要に応じて対象患者、対象病原微生物等の特性に対応した感染経路別予防策（空気予防策、飛

沫予防策及び接触予防策)を実施する。また、易感染患者を防御する環境整備に努める。

#### 第5条 職員研修

院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について従業者に周知徹底を図ることを目的に、当院の実情に即した内容で、職種横断的な参加の下に、開催する。

#### 第6条 院内感染発生時の対応

院内感染発生時は、その状況及び患者への対応等を院内感染管理者に報告する。院内感染管理者は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

#### 第7条 院内感染対策マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

#### 第8条 抗菌薬の適正使用について

厚生労働省健康局結核感染症課作成の「抗微生物薬適正使用の手引き」を踏まえ、処方を行う。また連携病院（加算1）から助言を受けて適宜処方内容を点検し、見直しを行う。

#### 第9条 患者への情報提供と説明

- ① 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。
- ② 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

#### 第10条 感染症を疑う患者への感染対策

発熱、呼吸器症状、発疹、消化器症状又は神経症状やその他感染症を疑う患者に対し、院内感染対策マニュアルに沿って、診療を行う。

#### 第11条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

全職員が医療従事者として健康に関して自己管理につとめ、職業感染を予防する。

附則

この指針は2016年5月1日より施行する。

2024年5月16日改訂